

第8章 用語集

8-1. 立地適正化計画に関連する用語一覧

あ 行

ICT アイシーティー

情報処理や通信に関する技術等の総称。地域社会においても、少子高齢化・医師不足・協働教育の実現・地域経済の活性化等、様々な課題に対応するために活用することが期待されている。

アクセシビリティ

目的地への到達のしやすさを「アクセシビリティ」と呼ぶ。本計画では特に、自家用車を利用しなくても移動しやすく暮らしやすい、公共交通の利便性等を指す。

インセンティブ

都市機能や居住を誘導するために講じられる優遇措置。誘導区域内において施設を整備する際に受けられる国・自治体からの補助や金融支援、税制上の優遇措置等がある。

NPO 法人 エヌピーオーほうじん

特定非営利活動法人とも言う。不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とし、保健・医療・社会教育・まちづくりの推進等、様々な社会貢献活動を行う団体。

か 行

既存ストック きぞんストック

市街地において、これまでに整備された道路・公園・下水道等のインフラ施設、または学校・病院・住宅・商業施設・工業施設等の建築物等。

急傾斜地崩壊危険区域 きゅうけいしゃちほうかいきけんくいき

崩壊する恐れのある急傾斜地(傾斜度が30度以上の土地)で、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れのある地域およびこれに隣接する地域。

緊急輸送道路 きんきゅうゆそうどうろ

地震発生時の救急活動や緊急輸送を実施するために必要として指定された道路。高速道路・国道等の幹線道路や、これらと防災拠点を結ぶ道路があり、ネットワークとして機能する。

工業地域 こうぎょうちいき

用途地域のうち、主として工業の利便を増進するため定める地域。

高齢化率 こうれいかりつ

65歳以上の高齢者人口(老年人口)が総人口に占める割合。

コンパクトシティ

都市の中心部に様々な都市機能を集約し、都市を密な構造とする政策・考え方。「集約型都市構造」とも言う。高齢化や人口減少が進む中で、持続可能な都市を目指す試み。

さ 行

砂防三法 さぼうさんぽう

「砂防法」「地すべり等防止法」「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の土砂災害に関する3つの法律の総称。それぞれ、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

GIS ジーアイエス

地理情報システムの略称。土地に関する様々な情報をコンピュータ上で管理し、地図として作図・表示する等の機能がある。

地すべり防止区域 じすべりぼうしき

地すべりのおそれが極めて大きい地域及びこれらに隣接する地域のうち、地すべりを助長・誘発する一定の行為を制限された区域。

自然公園特別地域 しぜんこうえんとくべつちいき

国や県が指定する自然公園の優れた風景を保護するため定められる区域のうち、特に規制が強く、工作物の設置や木の伐採等が制限されている地域。

社会資本整備総合交付金 しゃかいしほんせいびそうごうこうふきん

道路・河川・住宅・まちづくり等、自治体が行う社会資本の整備事業に対して国から交付される補助金。生活環境の保全、都市環境の改善等を目的とする。

社人研推計準拠 しゃじんけんすいけいじゆんきよ

将来人口の推計を、社人研(国立社会保障・人口問題研究所)による算出方法に準拠して算出したもの。自然増減の傾向を維持する、社会増減の移動率を縮小する等の仮定に基づく。

集積／集約 しゅうせき／しゅうやく

本計画では、既に集まっている状態を「集積」、今後集めることを「集約」と定義している。

準工業地域 じゅんこうぎょうちいき

用途地域のうち、主として環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進するため定める地域。工業地域に比べると工業の占める割合は低い。

浸水想定区域 しんすいそうていくいき

降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

生活福祉バス せいかつふくしバス

廃止や減便となった民間路線バスの代わりに、自治体が運営するバス。一般的には「コミュニティバス」と呼ばれる。

た 行

多極連携型コンパクトシティ たきょくれんけいがたコンパクトシティ

コンパクトシティの形態のうち、合併前の旧町村の中心部等を地域拠点とし、各地域拠点と市の中核拠点を公共交通等のネットワークで結ぶまちの形。

地域医療連携／地域包括ケアシステム ちいきいりょうれんけい／ちいきほうかつケアシステム

地域の医療機関が、他の医療機関等と円滑な連携を図ることによって、受診者がそれぞれの地域で適切な医療を受けることができるようにするシステムを地域医療連携と言う。さらに、住まい・医療・介護・予防・生活支援等が一体的に提供され、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう介護サービスなどをはじめとした多様な支援を継続的かつ包括的に支援するシステムを地域包括ケアシステムと言う。

地域おこし協力隊 ちいきおこしきょうりよくたい

都市部から過疎地域等に住民票を移動し、一定期間居住しながら地域協力活動を行う取り組みやその従業者。隊員は、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PRや農林水産業への従事等を行う。

地域コミュニティ ちいきコミュニティ

地域住民が、生活している場所で消費・労働・教育・医療・祭り・スポーツ等に関わり合いながら、相互に交流が行われている地域社会、住民の集まり。

小さな拠点 ちいさなきよてん

小学校区など複数の集落が集まる地域において、商店・診療所などの生活サービスや地域活動を徒歩圏内に集めて拠点とし、各集落とコミュニティバスなどで結ぶ集落再生の取り組み。

地区計画 ちくけいかく

地域の特性に応じた地区レベルのまちづくりを計画する制度。地区の住民らによって、建築物の用途・形態等に関する規制を定めることができる。

中心市街地 ちゅうしんしがいち

商業施設等の都市機能が相当程度集まっており、経済活動や都市活動で市町村の中心としての役割を果たしている市街地。

超高齢社会 ちょうこうれいしゃかい

65歳以上の高齢者人口(老年人口)が総人口の21%以上を占める社会。

DID地区 ディーアイディーちく

「人口集中地区」とも言う。人口密度が4,000人/km²以上の地区が互いに隣接し、それらの人口の合計が5,000人以上となる地区。本計画では、一部において40人/ha以上で表示している。

都市計画運用指針 としけいかくうんようしん

自治体が都市計画制度を適切に活用できるよう、都市計画の原則や参考となる考え方、基準等を国が示したもの。本計画でも、誘導区域の設定等において参考としている。

都市計画区域 としけいかくいき

市または町村の中心部を含み、一体的に整備・開発・保全する必要があるとして都道府県が指定した区域。本市では、都市計画区域が市域のごく一部に限られ、高梁地区と成羽地区が該当する。

都市計画審議会 としけいかくしんぎかい

都市計画の決定に必要な調査審議を行うため、学識経験者・議員・行政機関の代表・住民の代表等で構成される審議会。

都市計画法 としけいかくほう

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画の内容と決定手続、都市計画制限、都市計画事業等に関する事項を定めた法律。

都市再生特別措置法 としさいせいとくべつそちほう

都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため平成14年(2002年)に定められた法律。民間による都市開発や市街地の整備に関する事業への金融支援等を規定している。

都市施設 としせつ

子育て・教育・医療・福祉・商業など、都市において必要となる公共的な施設。

土砂災害警戒区域／土砂災害特別警戒区域 どしゃさいがい(とくべつ)けいかいいき

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められ、警戒避難体制を特に整備すべきとして指定された区域を「土砂災害警戒区域(イエロゾーン)」と呼ぶ。その中でも建物の損壊が生じ著しい危害が生ずる恐れがあると認められ、開発行為の制限や建築物の構造の規制をすべきとして指定された区域を「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」と呼ぶ。

届出制度 とどけでせいど

土地の区画形質の変更、建築物の建築などを行うに当たって、事前に届出を必要とする制度。本計画においては、まちなか便利エリア外・まちなか居住エリア外での開発等に適用される。

な 行**認定こども園 にんていこどもえん**

就学前の子どもを対象とした保育・教育施設のうち、一定の基準を満たすとして認定を受けたもので、保育所と幼稚園の機能や特長が一体化した施設。地域の子育て支援の役割も持つ。

農用地区域 のうようちいき

農業振興地域における農地のうち、農業基盤の整備を進める区域として設定され、宅地転用や宅地転用目的の売却が禁止されている区域。

乗合タクシー のりあいタクシー

バス路線の代わりに、より小型の車両で行われる公共交通。利用者の自宅から主要施設まで送迎するものもある。

は 行

パブリックコメント

公的機関が計画を策定しようとするとき等に、インターネット等を活用して広く住民から意見・情報・改善案等を求める手続き。これらの意見を考慮しながら最終決定を行う。

フィーダー線 フィーダーせん

本線に対して、支線の役割を持つバス路線。本市の場合、市の中心部と各地域拠点を結ぶ幹線路線に対して、地域拠点から各集落までの間を繋ぐ路線を指す。

保安林 ほあんりん

水源のかん養、土砂の流出や崩壊の防備等のため指定され、立木の伐採、土石の採掘、開墾、その他の土地の形質を変更する行為が制限されている森林。

防災／減災 ぼうさい／げんさい

災害時に被害を出さないことを目指す総合的な取り組みを「防災」と呼ぶ。これに対し、被害の発生を想定した上で事前の計画的な対応を行うことによって、災害発生時の被害を最小限に軽減しようとする取り組みを「減災」と呼ぶ。

ボンネットバス

古くからある、フロント部にエンジンを設置した構造のバス。本市では吹屋地区の観光用に使われている。

ま 行

まちなか居住エリア（居住誘導区域） まちなかきよじゅうエリア（きよじゅうゆうどうくいき）

住宅を誘導すべき区域として本計画で定める区域。一般的には「居住誘導区域」と呼ばれる。一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されることを目的とする。

まちなか便利エリア（都市機能誘導区域） まちなかべんりエリア（としきのうゆうどうくいき）

医療・福祉・教育文化・商業・行政など、都市機能を担う施設を誘導すべき区域として本計画で定める区域。一般的には「都市機能誘導区域」と呼ばれる。都市機能を集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る。

や 行

遊休地／未利用地 ゆうきゆうち／みりようち

どの用途にも使われていない土地を「遊休地」と呼ぶ。また、市街地内で更地や駐車場といった有効に活用されていない土地、使用目的の明確でない空地(くうち)等を「未利用地」と呼ぶ。

Uターン／Jターン／Iターン ユーターン／ジェイターン／アイターン

生活スタイルや就職事情による、様々な人口移動の形。地方から都市部へ移住した者が、再び地方の生まれ故郷に戻ることを「Uターン」と呼び、生まれ故郷の近くの中規模な都市に戻ることを「Jターン」と呼ぶ。一方、出身地とは別の地方(特に都市部から地方)に移り住むことを「Iターン」と呼ぶ。

誘導施設 ゆうどうしせつ

居住者の福祉や利便性を増進する機能を持った施設のうち、特に誘導の必要性が高い施設として本計画で定める施設。本市では、まちなか便利エリア(都市機能誘導区域)内に誘導しようとする認定こども園・福祉施設・大型商業施設・観光交流施設・図書館・博物館が該当する。

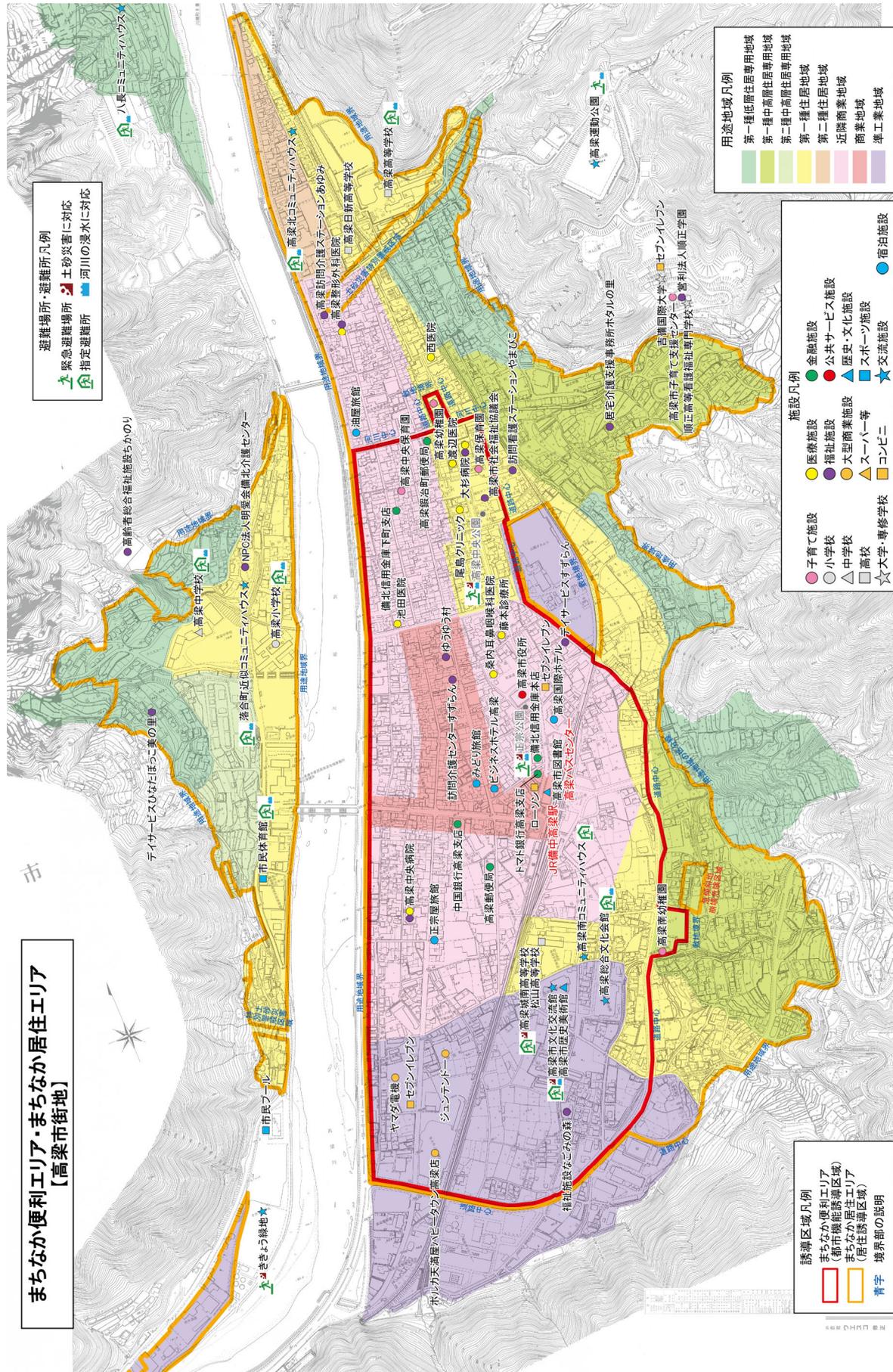
容積率 ようせきりつ

建築物の延べ面積(各階の床面積の合計)を土地の面積で割ったもの。原則的に、用途地域ごとに上限を定める。

用途地域 ようとちいき

都市計画区域において、建築できる建築物の種類を定めた地域のこと。種類によって住居系・商業系・工業系の計12種類がある。

参考図 まちなか便利エリア・まちなか居住エリア



高梁市土木部都市整備課

〒716-8501 岡山県高梁市松原通 2043 番地

☎(0866)21-0238

<http://www.city.takahashi.okayama.jp/>